

株 主 各 位

東京都港区六本木3丁目2番1号
Fringe 81 株式会社
代表取締役CEO 田 中 弦

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、当日のご出席を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。つきましては、後記の「株主総会参考書類」をご参照の上、2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに書面又はインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日は前回の定時株主総会の日の日と著しく離れた日となっております。これは、前回の定時株主総会の開催を新型コロナウイルス感染症の拡大による決算業務等への影響から延期したためであります。）
2. 場 所 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル9F
石垣記念ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 商号の変更に伴う定款一部変更の件
 - 第2号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
 - 第3号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件
 - 第4号議案 取締役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fringe81.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、本株主総会への出席に際しましては、ご自身の体調をお気遣いのうえ、マスク着用などの感染症の予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

https://www.web54.net

議決権行使期限： 2021 年 6 月 28 日（月曜日）午後 6 時 30 分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

・「次へすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-652-031 （受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の売上高は1,964,688千円(前期は6,371,868千円※)、営業損失は517,904千円(前期は営業損失478,635千円)、経常損失は528,261千円(前期は経常損失478,766千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は852,021千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失900,393千円)となりました。

※当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を適用しております。このため当該基準等を適用する前の前連結会計年度の売上高に対する増減率は記載しておりません。

当社の事業のうち、広告代理サービスはコロナによる広告予算縮減の影響を直接的に受けたものの8月を底に9月以降は巻き返しの兆しを見せ第2四半期以降の売上は回復傾向にあります。メディアグロースサービスでは、コロナの影響が波及し特に第3四半期において大きく売り上げが落ち込みましたが第4四半期では受注状況が改善し取扱高が増加したことにより復調の兆しを見せております。Unipos事業の売上は、第3四半期、第4四半期の売上がともに1億円を突破し過去最高を記録しており、Unipos事業の売上高全体に占める構成比が上昇しました。

また、Unipos事業に関しては、第1四半期後半以降はウェビナーによる新規商談獲得を行うことで前事業年度と比較をして顧客獲得コストを抑えたマーケティング活動を推進できしており、商談数も増加し大企業での全社拡大による受注も進みだしております。結果、2021年3月末時点の累計アカウント数は約66,000となり前年同期比で148%の大幅な成長となりました。累計導入企業社数につきましても510社を超えこの1年間で1.37倍の成長が続いております。なお、Unipos事業のソフトウェア資産につきまして、当連結会計年度におきましては237,903千円の減損損失を計上いたしました。当該損失は一時的なものであり、キャッシュ・フローへの影響はありません。将来的には十分伸ばせる事業であるものの、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、Uniposの直近の商談状況や社会情勢等を踏まえ計画を保守的に見積もった上で計上したものであります。

上記に加えて、オフィス縮小を実行し次年度以降の賃料削減やドイツ子会社の解散及び清算、広告事業の赤字事業からの撤退を意思決定するなど販管費を削減する取り組みを進めてきました。

当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要サービスごとの売上高の状況は次のとおりであります。

a. 広告事業

広告事業としては、Google、Yahoo!、Facebook等の運営者から広告枠を買い付け、広告主等に販売をする広告代理サービスとアドネットワークの運営及びインターネットメディアの広告事業収益化にかかる業務支援を行うメディアグロースサービスなどで構成されております。

当連結会計年度は、広告代理事業は回復基調にあるもののメディアグロース事業へのコロナ影響を補うには至らず売上は前期比で減少となりました。

この結果、広告事業の売上高は1,565,759千円（前期は6,052,923千円）となりました。

b. Unipos事業

Unipos事業では、HR Tech（テクノロジーを活用して人事領域の課題解決を行うサービス）領域において、国内で初めてピアボーナス®を簡単に実現したサービスである「Unipos」を提供しております。

当連結会計年度は、リモートワーク環境下での働き方の変化を追い風に、ウェビナー経由の商談を通じて獲得単価を引き下げながら「Unipos」の導入拡大に努めてまいりました。アカウント数は順調に増加しており、大企業における全社導入に関する商談と受注が増加した結果、前期比148%成長となりました。

この結果、Unipos事業の売上高は398,929千円（前期は318,944千円）となりました。

（注）「ピアボーナス」は、Fringe81株式会社の登録商標です。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は146,525千円で、その主なものはPC機器の購入及び自社利用ソフトウェア開発によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当連結会計年度中に第三者割当による新株式及び第六回新株予約権の発行を決議しました。これに基づき、12月にはSansan株式会社を割当先とする第三者割当増資により約1.6億円の調達が完了し、クレディ・スイス証券株式会社への第三者割当による新株予約権の発行及び行使により、会計年度末までに約3.8億円の調達が完了しております。

また取引銀行2行と当座貸越契約を締結しており、当期末の実行残高は800,000千円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、グループの管理コストの増大防止、並びにグループ内の経営資源についてより一層の有効活用を図ることを目的に、2020年10月1日付で100%子会社であるUnipos株式会社、Fringe West株式会社及びFringe coo株式会社を吸収合併しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年3月期)	第 7 期 (2019年3月期)	第 8 期 (2020年3月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	6,340,924	6,828,888	6,371,868	1,964,688
経常利益又は経常損失(△)(千円)	327,874	211,379	△478,766	△528,261
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	224,466	259,779	△900,393	△852,021
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	23.32	26.48	△91.48	△81.62
総資産(千円)	2,670,106	3,749,541	3,348,127	2,889,574
純資産(千円)	1,210,587	1,479,134	568,576	330,293
1株当たり純資産(円)	123.53	149.94	55.12	24.27

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年 3 月期)	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (千円)	6,228,285	6,246,434	1,842,148	1,439,197
経常利益又は経常損失 (千円) (△)	313,059	225,070	29,136	△645,070
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	215,002	280,708	△1,123,717	△651,853
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	22.34	28.61	△114.17	△62.45
総 資 産 (千円)	2,668,006	3,261,361	3,359,758	2,890,444
純 資 産 (千円)	1,201,123	1,490,599	363,042	336,876
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	122.56	151.11	34.23	24.82

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
U n i p o s G m b H	25千ユーロ	100.0%	HRテック領域等におけるウェブサービスの提供等

(注) 当連結会計年度において、当社を吸収合併存続会社とし、当社の100%子会社であったUnipos株式会社、Fringe West株式会社及びFringe coo株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、当該連結子会社を連結の範囲から除外しております。

なお、2021年1月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるUnipos GmbHを清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

(経営方針)

当社グループは、時代の最先端にある、未知なる領域を開発することに挑戦してまいりました。インターネット広告事業を主軸の収益源としながら、世界を驚かすような未知なる新規事業の創出に挑戦しております。

例えば広告領域においては、創業以来高い技術力をもとにユニークで新しい広告商品を自社開発で展開してまいりました。技術力を生かし複数のアドテクノロジーサービスを自社開発で立ち上げてきたのみならず、広告代理事業の立ち上げを行い、販売力を強化してまいりました。近年は、技術力と販売力を融合させ、高い技術力を生かしてサービスを素早く開発し、世の中にまだ知られていないものを高い販売力で成長させることができるようになりました。このように、通常は役割分担されている代理店、メディアレップ、アドテクベンダーの機能の全てを保有していることにより、ユニークかつ高収益な広告事業の創出につなげております。また、2020年12月にSansan株式会社との資本業務提携契約の締結に伴い、同社が手掛けるEight事業の広告配信システム刷新のための開発を当社が担い要件定義及び実装を支援しております。

広告事業のみならず、近時は当社グループの社内制度や文化を背景に、HR領域での新しいサービスとなるUniposを創出、成長させてまいりました。従業員同士が「感謝の言葉」と「ピアボーナス」をWeb上で送り合えるサービスであるUniposは、互いの貢献を、従業員同士の言葉により組織全体に見える化することで、モチベーション向上や信頼関係の醸成、異なるチーム間の連携に繋がるなど、組織の生産性を落とす様々な組織課題を解決へと導くサービスであります。2021年3月時点においては、Unipos事業の伸長は昨年の同時期と同様の傾向を示しており、前年同期比比較で利用社数は約1.37倍、社員アカウント数は1.5倍弱という急速な成長を実現できております。また、当社はUnipos事業においてもSansan株式会社との関係を強化しており、SaaS企業としての営業やマーケティング等のノウハウの提供を受けるだけでなく、UniposとSansanサービスとの連携を通じた共同でのサービス提供やプロダクト機能の連携の可能性を探っております。

事業のモデルや成長のフェーズが異なる複数の領域で事業を展開する当社グループは、広告事業及びUnipos、さらには両事業を安定的に伸ばし、そのキャッシュ・フロー創出力により得られた信用力をもって資金調達を行い、HR領域を成長させております。

(経営環境)

①Unipos事業

Unipos事業においては、2021年3月期を通じ事業の成長に努めてまいりました。第2四半期からマーケティング費用を圧縮し費用対効果を大きく高めつつアカウント数の増加に努めた結果、2021年3月末現在の累計アカウント数は2020年3月末対比約1.5倍の約66,000に増加しました。また累計アカウント数とは別に、2021年3月末日現在受注済みかつ未開始のアカウント数は13,037アカウントと過去最大であり、この顧客層による売上が2022年3月期以降加わってまいります。かかる売上成長の背景として、従業員数500人を超える企業での受注が進んできたことが挙げられます。2022年3月期においては、未開始アカウントの開始による売上増加と、従業員数500人を超える企業からの受注の継続を見込んでおります。

②広告事業

広告事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による市況悪化の影響をうけ第2四半期及び第3四半期は前年同期比での売上の著しい減少に見舞われましたが、第3四半期には底打ち傾向を見せ始めております。2022年3月期に入り東京都等において新たに緊急事態宣言が発出されているなど、同感染症の影響から完全に回復する時期は見通せない状況ではありますが、広告代理サービス及びメディアグロースサービスそれぞれにおいて、売上の回復に努めております。同時に、当社として経営資源の分散解消やコスト負担の軽減が急務であることから、赤字事業の撤退を実施いたしました。具体的には、第3四半期の決算発表でお伝えしたとおり、赤字が続いていたGrowlio事業からの撤退を実施しております。

(中期目標)

上記のような環境の中、Unipos事業においては効率的なマーケティング投資を第1四半期半ばから実行し、新型コロナウイルス感染症の影響をうけつつも期の後半にかけて大企業からの受注開始が相次ぎアカウント数は前年の約1.5倍に増加いたしました。また広告事業においては、クライアントや分野の集中と選択を進めながら、Sansan株式会社との協業を開始しました。

上記の進捗をうけ、当社は各事業ごとに以下の中期的方針に沿って取り組んでまいります。

① Unipos事業

- ・ ピアボーナス領域におけるリーダー的地位を確保
- ・ アカウント数20万又は同等の月間ストック売上高を目指す
- ・ 解約率1%以下を維持

② 広告事業

- ・メディア及びクライアントサービス領域において提供を開始した新規サービスの成長、特に広告代理領域においては、クリエイティブコミュニケーションの強化
- ・新型コロナウイルス感染症による市況悪化の影響からは脱しつつあり、安定した収益基盤を確保する

(経営戦略)

① Unipos事業

Uniposが対象とする働き方改革関連市場は、今後ニーズが高まる生産性改革や働き方の多様化に伴い、ますますの拡大が見込まれます。Uniposはこの働き方改革関連市場の中でも特に伸びが大きいサービスであります。事実、2021年3月期はコロナの影響でウェビナーを中心とした手法で顧客活動を進め投資を抑制したにもかかわらず、Uniposのアカウント数並びに売上の成長は継続しました。2022年3月期においては、Uniposへの成長投資を活発化させていく予定ですが、Uniposは現状解約率が低く、顧客との取引が長期にわたる性質を持つことから、顧客獲得のための投資は何年にもわたり継続的に上がる収益で回収可能という事業の構造を有します。そのため、2022年3月期の投資の水準は将来の期待収益に照らし回収可能と考えております。

② 広告事業

当社の広告事業は、事業成長に直結する指標からマーケティング戦略を実施・評価・改善する仕組み、コンテンツ価値の向上と広告収益の両立をするプロダクト及びサービスの提供を通じ、顧客とともに事業と社会を成長させていくことに貢献します。

(優先的に対処すべき課題)

① 成長投資のための資金の獲得

事業成長に向けた大規模な投資に備え、広告事業によるキャッシュ・フローに加え、金融機関からの借入や新株予約権による資金調達をはかっております。

② マーケティング投資の実行

2020年3月期対比投資金額を2億円程抑制した2021年3月期は、ユニットエコノミクスを抑えながらも顧客を獲得できることとなりました。さらなるアカウント数の拡大を目的として、マーケティング投資を増やしていくことで、引き続き成長を目指すことができると考えております。

③ Unipos機能拡充

大企業による利用を増加させることを目的として、機能開発を進めてまいります。具体的には、以下の機能を想定しております。

1. 「内部統制の厳しい大企業でも、状況共有範囲を自由に設定できるなどを通して安心してご利用いただけるセキュリティ強化」機能

2. 「Uniposに蓄積される個々人の重要な貢献やつながりをマネジメント、人材育成に活用できる」機能

3. 「Uniposが社内のマネジメント活動とより親和性高く共存していくための外部ツールとの連携強化」

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

構成する主要サービスの概要及び売上高は「1. 企業集団の現況（1）当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

Unipos GmbH 本社：ドイツ ベルリン市

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
165 (58) 名	6名増 (15名減)

(注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
162 (58) 名	91名増 (21名増)	30.9歳	3.2年

(注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前事業年度末と比べて91名増加しておりますが、その理由は、2020年10月1日付で100%子会社であるUnipos株式会社、Fringe West株式会社及びFringe coo株式会社を吸収合併したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,091,275千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,929,800株
- ③ 株主数 2,399名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中 弦	4,434,400株	37.18%
株式会社日本カストディ銀行信託口	1,121,400	9.40
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	554,000	4.65
S a n s a n 株 式 会 社	366,200	3.07
株 式 会 社 S B I 証 券	291,787	2.45
松 島 稔	235,600	1.98
楽 天 証 券 株 式 会 社	217,200	1.82
中 村 崇 則	210,000	1.76
電通デジタル投資事業有限責任組合	198,400	1.66
東 山 友	171,600	1.44

(注) 1. 発行済株式の総数は、Sansan株式会社を割当先とする第三者割当増資により366,200株、新株予約権の行使により1,687,200株増加しております。

2. 大株主の持株比率は自己株式（3,676株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使時の払込金額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	297個	118,800株	(注) 1	1株当たり 50円	(注) 2	2015年4月16日から 2023年4月12日まで
第2回新株予約権	22個	8,800株	(注) 1	1株当たり 143円	(注) 2	2016年8月31日から 2024年8月29日まで
第3回新株予約権	20,800個	83,200株	(注) 1	1株当たり 504円	(注) 2	2018年9月4日から 2026年9月2日まで
第4回新株予約権	500個	2,000株	(注) 1	1株当たり 504円	(注) 2	2018年10月21日から 2026年9月2日まで
第5回新株予約権	250個	100,000株	(注) 1	1株当たり 950円	(注) 2	2020年11月23日から 2028年11月22日まで
第6回新株予約権	10,152個	1,015,200株	1株当たり 214円	(注) 4	(注) 5	2020年12月25日から 2022年12月26日まで

(注) 1. 新株予約権と引換えに払い込みは要しないこととしております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
 - (3) その他の条件は「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
3. 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回及び第4回新株予約権の目的となる株式の数及び行使時の払込金額は、当該株式分割により調整されております。
4. 当初行使価額は、485円（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値）とします。行使価額は、本新株予約権が行使される都度、各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。下限行使価額は、243円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額）です。
- #### 5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の一部行使はできません
 - (2) その他の条件は「新株予約権第三者割当契約証書」において定めるところによります。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数 及び目的となる 株式の数	保有者数	新株予約権の数 及び目的となる 株式の数	保有者数	新株予約権の数 及び目的となる 株式の数	保有者数
第1回新株予約権	—	—	20個 (8,000株)	1名	—	—
第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権	—	—	—	—	2,000個 (8,000株)	1名
第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回新株予約権	—	—	10個 (4,000株)	1名	—	—

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回及び第4回新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割により調整されております。

③ 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	田 中 弦	
取 締 役	松 島 稔	
取 締 役	東 山 友	
取 締 役	川 崎 隆 史	
取 締 役	関 陽 介	
取 締 役	川 崎 裕 一	スマートニュース株式会社 執行役員
取 締 役	占 部 伸 一 郎	株式会社コーポレートディレクション パートナー
取 締 役	菅 原 敬	株式会社アイスタイル 取締役CFO
取 締 役	高 橋 理 人	株式会社マッシュプラス 代表取締役
取 締 役	宇 佐 美 進 典	株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	小 椋 明 子	
監 査 役	山 田 啓 之	Axella総合会計事務所 税理士
監 査 役	河 本 茂 行	烏丸法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役川崎裕一氏、占部伸一郎氏、菅原敬氏、高橋理人氏及び宇佐美進典氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小椋明子氏、監査役山田啓之氏及び河本茂行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小椋明子氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小椋明子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役占部伸一郎氏、菅原敬氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、社外取締役高橋理人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等により起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役の田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	116,109 (15,999)	116,109 (15,999)	— (—)	— (—)	9名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	— (—)	— (—)	4名 (4名)
合計 (うち社外役員)	129,909 (29,799)	129,909 (29,799)	— (—)	— (—)	13名 (8名)

- (注) 1. 上表には、2020年7月22日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。
4. 取締役の員数は、無報酬の社外取締役1名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川崎裕一氏は、スマートニュース株式会社の執行役員であります。当社と兼職先との間には、広告媒体の販売の取引関係があります。
- ・取締役占部伸一郎氏は、株式会社コーポレートディレクションのパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役CFOであります。当社と兼職先との間には、当社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
- ・取締役高橋理人氏は、株式会社マッシュプラスの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役宇佐美進典氏は、株式会社CARTA HOLDINGSの代表取締役会長であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・監査役山田啓之氏は、Axella総合会計事務所の税理士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役河本茂行氏は、烏丸法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 川 崎 裕 一	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、インターネットビジネス全般に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 占 部 伸 一 郎	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 菅 原 敬	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 宇 佐 美 進 典	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

	出席状況及び発言状況
監査役 小 椋 明 子	2020年7月22日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 河 本 茂 行	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,668千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,668千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。
 - c. 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
 - d. 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
 - e. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
 - f. 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
 - g. 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
 - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」等の諸規程を定め、これに沿って子会社の取締役等の職務の執行状況を報告する体制を構築しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
b. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
c. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - a. 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
 - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
 - b. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - b. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を8回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会及び経営の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況又は課題について定期的に意見交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,053,295	流 動 負 債	1,519,726
現 金 及 び 預 金	1,329,234	買 掛 金	295,480
売 掛 金	517,568	短 期 借 入 金	800,000
そ の 他	206,806	1年内返済予定の長期借入金	274,988
貸 倒 引 当 金	△314	未 払 法 人 税 等	13,786
固 定 資 産	836,279	そ の 他	135,471
有 形 固 定 資 産	357,795	固 定 負 債	1,039,554
建 物	333,282	長 期 借 入 金	916,287
工 具、器 具 及 び 備 品	24,512	資 産 除 去 債 務	96,971
無 形 固 定 資 産	435,836	繰 延 税 金 負 債	26,296
ソ フ ト ウ ェ ア	423,196	負 債 合 計	2,559,280
ソフトウェア仮勘定	6,714	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	5,924	株 主 資 本	304,178
投 資 そ の 他 の 資 産	42,647	資 本 金	807,725
敷 金 及 び 保 証 金	22,750	資 本 剰 余 金	887,114
役員に対する長期貸付金	19,897	利 益 剰 余 金	△1,390,518
資 産 合 計	2,889,574	自 己 株 式	△142
		その他の包括利益累計額	△14,704
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△14,704
		新 株 予 約 権	40,819
		純 資 産 合 計	330,293
		負 債 純 資 産 合 計	2,889,574

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,964,688
売上原価		382,509
売上総利益		1,582,179
販売費及び一般管理費		2,100,084
営業外損収		517,904
受取利息	7	
雑収	2,281	2,289
営業外費用		
支払利息	11,480	
支払手数料	870	
その他	295	12,646
経常損失		528,261
特別損失		
固定資産売却益	522	
資産除去債務戻入益	3,643	4,165
特別損失		
固定資産除却損	25	
減損	237,903	237,928
税金等調整前当期純損失		762,024
法人税、住民税及び事業税	24,106	
法人税等調整額	65,890	89,996
当期純損失		852,021
親会社株主に帰属する当期純損失		852,021

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	516,687	596,887	△534,926	△29,997	548,651
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	△3,570	—	△3,570
会計方針の変更を反映し た当連結会計年度期首残 高	516,687	596,887	△538,497	△29,997	545,080
新 株 の 発 行	291,037	291,037	—	—	582,074
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	△852,021	—	△852,021
自 己 株 式 の 処 分	—	△810	—	29,855	29,045
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	291,037	290,226	△852,021	29,855	△240,901
当連結会計年度末残高	807,725	887,114	△1,390,518	△142	304,178

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△6,326	△6,326	26,251	568,576
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	△3,570
会計方針の変更を反映し た当連結会計年度期首残 高	△6,326	△6,326	26,251	565,006
新 株 の 発 行	—	—	—	582,074
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	—	△852,021
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	29,045
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△8,377	△8,377	14,567	6,189
当連結会計年度変動額合計	△8,377	△8,377	14,567	△234,712
当連結会計年度末残高	△14,704	△14,704	40,819	330,293

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,049,959	流 動 負 債	1,514,014
現 金 及 び 預 金	1,322,038	買 掛 金	295,491
売 掛 金	517,568	短 期 借 入 金	800,000
前 払 費 用	80,015	1年内返済予定の長期借入金	274,988
未 収 入 金	118,399	未 払 金	69,269
そ の 他	12,251	未 払 法 人 税 等	13,786
貸 倒 引 当 金	△314	前 受 金	17,468
固 定 資 産	840,485	預 り 金	10,469
有 形 固 定 資 産	356,957	そ の 他	32,541
建 物	333,282	固 定 負 債	1,039,554
工 具、器 具 及 び 備 品	23,674	長 期 借 入 金	916,287
無 形 固 定 資 産	435,836	繰 延 税 金 負 債	26,296
の れ ん	5,924	資 産 除 去 債 務	96,971
ソ フ ト ウ ェ ア	423,196	負 債 合 計	2,553,568
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	6,714	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	47,691	株 主 資 本	296,056
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	189,228	資 本 金	807,725
役 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	19,897	資 本 剰 余 金	887,114
敷 金 及 び 保 証 金	21,417	資 本 準 備 金	802,725
貸 倒 引 当 金	△182,852	そ の 他 資 本 剰 余 金	84,389
資 産 合 計	2,890,444	利 益 剰 余 金	△1,398,641
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,398,641
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,398,641
		自 己 株 式	△142
		新 株 予 約 権	40,819
		純 資 産 合 計	336,876
		負 債 純 資 産 合 計	2,890,444

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,439,197
売上原価		288,064
売上総利益		1,151,132
販売費及び一般管理費		1,228,682
営業損失		77,549
営業外収益		
受取利息	3,930	
債務保証損失引当金戻入額	81,963	
その他の	1,571	87,466
営業外費用		
支払利息	11,587	
貸倒引当金繰入額	61,203	
関係会社債権放棄損失	581,452	
支払手数料	742	
その他の	1	654,986
経常損失		645,070
経常別利益		
固定資産売却益	522	
資産除去債務戻入益	3,643	
抱合せ株式消滅差益	207,612	211,778
特別損失		
固定資産除却損	25	
減損	109,504	
抱合せ株式消滅差損	6,955	116,484
税引前当期純損失		549,776
法人税、住民税及び事業税	36,186	
法人税等調整額	65,890	102,077
当期純損失		651,853

株主資本等変動計算書

(2020 4 月 1 日から)
(2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	516,687	511,687	85,200	596,887	△746,787	△746,787	△29,997	336,790
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	291,037	291,037	－	291,037	－	－	－	582,074
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△651,853	△651,853	－	△651,853
自己株式の処分	－	－	△810	△810	－	－	29,855	29,045
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純 額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	291,037	291,037	－	290,226	△651,853	△651,853	29,855	△40,734
当 期 末 残 高	807,725	802,725	84,389	887,114	△1,398,641	△1,398,641	△142	296,056

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	26,251	363,042
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	－	582,074
当 期 純 損 失	－	△651,853
自己株式の処分	－	29,045
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純 額）	14,567	14,567
当期変動額合計	14,567	△26,166
当 期 末 残 高	40,819	336,876

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

Fringe81株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	栄司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金野	広義	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Fringe81株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Fringe81株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月19日開催の取締役会決議に基づき、Sansan株式会社との間の資本業務提携に関する基本契約書を新たに締結すること、Sansan株式会社及び株式会社日本政策投資銀行との間で出資契約書を締結し、両社に対して第三者割当の方法によりA種優先株式の発行について2021年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

Fringe81株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金野 広義 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Fringe81株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月19日開催の取締役会決議に基づき、Sansan株式会社との間の資本業務提携に関する基本契約書を新たに締結すること、Sansan株式会社及び株式会社日本政策投資銀行との間で出資契約書を締結し、両社に対して第三者割当の方法によりA種優先株式の発行について2021年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

Fringe81株式会社	監査役会
常勤社外監査役 小 椋	明 子 ㊟
社外監査役 山 田	啓 之 ㊟
社外監査役 河 本	茂 行 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 商号の変更に伴う定款一部変更の件

1. 提案の理由

最も希少な経営資源の一つである当社の商号についてUniposに変更し、知名度や上場企業としてのステータス等をUniposの成長に役立てていくことが、当社の社会貢献にむけ不可欠であるとの認識に至りましたことから、商号変更を企図するものであります。

2. 変更の内容

新商号はUnipos株式会社（英文：Unipos Inc.）とし、変更予定日は2021年10月1日を予定しております。定款変更案は以下のとおりであります。

定款変更案

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条(商号) 当社は、 <u>Fringe81株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Fringe81 Co, Ltd.</u> と表示する。 (新設)	第1条(商号) 当社は、 <u>Unipos株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Unipos Inc.</u> と表示する。 <u>附則（定款一部変更の効力発生日）</u> <u>第1条の変更の効力発生日は、2021年10月1日とする。</u> <u>なお、本附則は第1条の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更案は以下のとおりであります。

定款変更案

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000株</u>とする。	第6条(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>47,000,000株</u>とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 <u>普通株式 47,000,000株</u> <u>A種優先株式 3,800株</u>
第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。	第8条(単元株式数) 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は100株、<u>A種優先株式</u>の単元株式数は1株とする。
(新設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u>
(新設)	<u>第11条の2(剰余金の配当)</u> 当社は、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当を行わない。
(新設)	<u>第11条の3(残余財産の分配)</u> 1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、次条第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

現行定款	変更案
(新設)	<u>2. A種優先株主又はA種登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>第11条の4(優先順位)</u> <u>1. 当会社の普通株式及びA種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式を第1順位とし、普通株式を第2順位とする。</u> <u>2. 残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により残余財産の分配を行う。</u>
(新設)	<u>第11条の5(議決権)</u> <u>A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u>
(新設)	<u>第11条の6(種類株主総会の決議を要しない事項)</u> <u>1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>2. A種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</u>
(新設)	<u>第11条の7(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u> <u>当社が株主総会の決議によってA種優先株主との合意により当該A種優先株主の有するA種優先株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u>
(新設)	<u>第11条の8(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u> <u>1. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>2. 当会社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。</u> <u>第11条の9(金銭を対価とする取得請求権)</u> <u>A種優先株主は、2026年7月1日以降いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。</u> <u>A種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円とする。</u> <u>第11条の10(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>1. 普通株式対価取得請求権</u> <u>A種優先株主は、2022年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の当会社の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該A種優先株主に対して交付する。</u> <u>2. A種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数</u> <u>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を次項乃至第7項において定める取得価額で除して得られる数とする。</u> <u>A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨</u>
(新設)	

現行定款	変更案
	<u>てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。</u> <u>3. 当初取得価額</u> <u>当初取得価額は、発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）である344円に0.7を乗じた金額（円位未満切上げ。）である241円とする。</u> <u>4. 取得価額の修正</u> <u>2022年7月1日以降毎年7月1日及び1月1日（以下「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）が、当該取得価額修正日の直前に有効な取得価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、取得価額は、当該普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。但し、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が次項に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。</u> <u>普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。なお、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の期間において、第7項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第7項に準じて調整される。</u>

現行定款	変更案
	5. 上限取得価額 上限取得価額は、当初取得価額とする（但し、第7項による調整を受ける。）。 6. 下限取得価額 下限取得価額は、発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）である344円に0.5を乗じた金額（円位未満切上げ。）である172円とする（但し、次項による調整を受ける。）。 7. 取得価額の調整 ① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

現行定款	変更案
	(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 (c) 下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現行定款	変更案
	$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right) + \text{新たに発行する普通株式の1株当たりの払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$ (d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが

現行定款	変更案
	当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発

現行定款	変更案
	行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 ② 上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主又はA種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (c) その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 ③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

現行定款	変更案
	<u>てこれを準用する。</u> 2. <u>第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u> 3. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。</u> 4. <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。</u>

第3号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

1. 提案の理由

会社法第199条に基づき、次のとおり、Sansan株式会社（以下「Sansan」といいます。）及び株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といい、Sansan及びDBJを個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対して第三者割当によりA種優先株式を発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）する件についてご承認をお願いするものであります。また、本第三者割当増資並びに2020年12月24日に発行した当社普通株式及び第6回新株予約権による希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様の意思確認手続として、本第三者割当増資についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、第2号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることが条件となります。

2. 募集の概要

(1)	払込期日	2021年6月30日
(2)	発行新株式の種類及び数	A種優先株式 3,800株
(3)	発行価額	1株につき1,000,000円
(4)	発行価額の総額	3,800,000,000円
(5)	増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 1,900,000,000円 (1株につき500,000円) 資本準備金 1,900,000,000円 (1株につき500,000円)
(6)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。 Sansan 1,900株 DBJ 1,900株
(7)	その他	A種優先株式の内容の詳細につきましては、第2号議案をご参照ください。

3. 第三者割当によりA種優先株式を発行する理由

(1) 本第三者割当増資の経緯・目的

当社は、2021年5月19日、Sansanとの間の2020年12月3日付資本業務提携に関する基本契約書を合意により終了させ、それに代えてSansanとの間で資本業務提携に関する基本契約書を締

結し、同社との間で改めて資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこと、及び、第1号議案のとおり、当社の商号をUnipos株式会社に変更すること（以下「本商号変更」といいます。）を決定しました。

当社は、本第三者割当増資及びSansanとの提携、また中期的に見込まれるSansanグループへの参画を通じて、Uniposを世界に広め、社会に大きなインパクトを出すことを企図しております。当社単独ではなし得なかった規模とスピードでUniposを社会に実装するための最善策であるとの認識のもと、本第三者割当増資及び本資本業務提携を取締役会で決議しており、本商号変更及びそれに表象されるUniposへの経営資源の集中は当社の決意の表れであります。

かかる構想を実現するため、具体的には、本第三者割当増資により調達する資金をもとに、当社単独ではこれまでなし得なかった規模でUnipos事業に対し成長投資を行い、Uniposを成長させることを目指しております。また、資金面のみならずSansanからはSaaS領域における知見を取り入れ、Unipos事業の成長につなげる方針です。これらを実行しUniposを当社の基幹事業へと成長させた暁には、当社はSansanの子会社としてSansanグループに加わります。同グループに加わった暁には、Sansanの提供するSansanサービスとUniposの連携を推進し、Sansanが有するSaaS企業としての営業、マーケティング等のノウハウを当社に提供する取り組みを継続することに加え、同グループの他事業とのサービスの連携や営業面での連携を含む相乗効果が期待されます。このように、Sansanグループへの参画を通じUnipos事業を永続的に成長させることを目指します。

2020年12月3日に当社が公表しました「Sansan株式会社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ」（以下「2020年12月3日付プレスリリース」といいます。）に記載しましたとおり、当社グループでは、インターネット広告事業及びUnipos事業の2つの事業を手掛けております。このうちインターネット広告事業は、当社グループが創業来手掛けてきた事業であり、2021年3月期においても売上の多くを占めております。2021年3月期の累計で、全社売上の約79.7%がインターネット広告事業による売上でありました。もう一つの事業であるUnipos事業は2021年3月期の累計で全社売上の約20.3%を占めており、顧客企業の従業員同士が、日常の感謝や賞賛を言葉と共にポイント（ピアボーナス®（注））により送りあうことができる、相互評価・賞賛のためのサービスであります。Uniposは、IT技術を活用して人事領域業務の改善を行うサービス（HRテック）であり、旧来の人事評価における上司からの一方的な評価・処遇とは異なり、周囲から気軽かつ日常的に感謝や賞賛を伝えることで、従業員の動機づけを行うことが可能となります。また、部署や肩書を問わず即時的に同僚を評価でき、半期や四半期ごとの業績評価では見落とされがちな小さな貢献も評価に加えることができます。さらに、従業員相互の評価内容が公開されることから、評価の透明性・公正性の担保が可能です。加えて、従業員同士で授受

したピアボーナスは顧客企業内で給与又は賞与に置き換えて付与することで、経済的な報酬をもたらすことも可能となります。このように、オフィス勤務とテレワークが共存するニューノーマル時代により一層求められる、共にはたらく仲間同士の相互理解を深め、モチベーション向上や部署間連携の強化、バリュー浸透を実現するウェブサービスがUniposが提供するサービスの特徴です。働き方改革の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけたテレワークの普及とともに、企業の中で一体感を醸成することの難しさが顕在化しつつある状況であり、従前以上にUniposを通じた従業員エンゲージメント向上が求められている環境になっていると当社は考えています。

このような環境の中、当社ではUniposを日本、そして世界でも利用されるサービスにし、また中長期的には想定しうる競合の本格参入に対し差別化し勝ち抜くサービスとするために、さらなる機能開発及びマーケティング投資を計画し、実行してまいりました。他方で、Uniposについては、現状の売上規模（2021年3月期398百万円）に比し機能開発投資（2021年3月期244百万円）及びマーケティング投資（2021年3月期275百万円）といった投資額が大きく、投資額の回収には期間を要します。また、ピアボーナス市場で売上成長を実現するためには、マーケティング費用も必要です。従って、現状の環境及び社会情勢を好機ととらえ、さらに飛躍するためには、資金を潤沢に確保する必要があります。さらに、当社のインターネット広告事業は、2021年3月期の第4四半期に至るも四半期の売上は前年同期比78.9%と、コロナ前の売上水準への回復に至っておらず、インターネット広告事業のキャッシュ・フロー創出力が従来の水準に回復する見通しは、2020年12月3日付プレスリリース公表時点では立っておりませんでした。

このような状況下、当社は、2020年12月にSansanとの資本業務提携に関する基本契約書を締結するとともに、同社を割当先とする第三者割当増資と、クレディ・スイス証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を実施いたしました（以下、これらを総称して「前回ファイナンス」といいます。）。

かかる資金調達を実施した結果、当社は概ね予定とおりにUniposの成長投資を行うことができました。Unipos事業において従業員数1,000名を超える顧客企業から全社導入の受注をいただくケースが出てきており、当社がかねてより取組課題としていた大企業からの受注が実現しております。従前から主要顧客層であった従業員数が499名以下の企業のみならず、従業員数が500名を超える企業での導入が進んでいることから、利用料金等継続的に発生する売上高（以下「ストック売上高」といいます。）のうち従業員数500人以上の企業の割合は2021年3月期第1四半期にはストック売上高全体の25%であったのが、第4四半期には38%を占めるまでになっており、大企業の比率が高まっていることが伺えます。顧客企業あたりの売上高は、2020年3月期第4四半期の10.8万円/社から2021年3月期第4四半期には13.1万円/社へと、約1.2倍の増

加を示しており、こちらも顧客企業1社あたりの平均利用者数が増加している傾向を示しております。このように、Uniposが大企業を含む様々な企業で活用されるようになってきていることから、Uniposを現状以上に活発に顧客企業社内でご利用いただけるサービスにする必要があるとともに、企業規模を問わず受注～定着できる営業体制の構築が、ますます必要になってきていると当社は認識しております。

このように、Uniposの受注ペースが加速し、成長が加速することが見込まれる状況になったことを背景に、当社としてUniposの成長を確実に成し遂げ、我が国の労働者の皆様のエンゲージメントを高めることを通して社会に貢献できる機会が到来したと認識するに至りました。

かかるゴールを実現するために当社は、2021年1月初頭より、提携先であるSansanとともに、Uniposのあるべき成長投資について協議を開始しました。具体的には、すでに公表し実行済みの資本政策に加え、さらなる資金調達が実現した場合Unipos事業にどのような展望が開けるか、提携先であるSansanとの協業を深め成長可能性をより高めるために中長期的に両社はどのような関係であるべきか等を議論してまいりました。また、他社に先駆けてピアボーナスを実装したUniposは独自性が高く、現時点では競合のリスクが極めて低いオリジナリティの高いサービスという点を相互の共通認識として確立し、競合のリスクが限定的なうちにいかにして迅速に事業を成長させるかが重要テーマであると認識するに至りました。

その結果、当社は、自社単独での資金調達及び自社事業から得られる利益の範囲内に限定せず、より大規模な成長投資を行うことでUniposの成長を自社単独よりも早期に実現できるものとの認識に至りました。具体的には、前回ファイナンス時点で予定しておりその後実行してまいりました機能追加が完了したこと、及び前述のとおり大企業からの受注が好調であることを踏まえ、新たな開発テーマとして大企業における内部統制・セキュリティ等の要請に応える開発や、顧客企業社内での人材マネジメントに活用しやすくするための開発が急務と考えております。またマーケティング投資に関しましては、前回ファイナンスによる調達が実現したものの財務的に許容される範囲にマーケティング投資を限定しておりますため、現状ではUniposの成長に必要不可欠な金額規模を投下できていないという状況でもありました。そこで、前回ファイナンス時を上回る規模で当社の増資を実施することにより、それらに必要な資金を調達すると同時に、Sansanとの協業関係もより強固なものとすることが適当であると考えました。一方、企業文化の観点で見ますと、Sansanは我が国におけるクラウド名刺管理サービスの領域を切り拓いてきており、先例のないところに独自のサービスを立ち上げるカルチャーを有していると当社は認識しております。当社もUniposにおいてピアボーナスを軸としエンゲージメントを高めるという独自のサービスを続けてきておりますことから、両社の企業文化が類似していると考えております。

このように、当社がUniposを通じて社会に貢献することを目指すうえで、企業文化の近い Sansanは稀有なパートナーであり、Sansanとの提携をより深めることで当社が目指す社会貢献もより確実になると考えております。さらに、将来的に当社がSansanグループに参画することを視野に入れることにより、資金面及び事業面におけるSansanの関与を最大化することが期待されます。

一方、検討を通じ、Uniposが社会に大きなインパクトを与えるためには多額の成長投資が必要であり、Sansan単独でリスクを取るには大きな金額であることも明らかになりました。そこで、当社のような上場後の成長企業にリスクマネーを提供でき、Sansanと共同で今回の投資を実行できる金融機関として、SansanよりDBJの紹介を受け、2月上旬よりDBJの参画に向け検討を開始しました。当社としてはUniposの成長資金を一気に獲得して、成長を加速させたい意思があり、DBJの参画はかかる目的に資するものと考えております。DBJを選定した理由は以下の2つであります。

1点目としては、拠出できる資金規模の大きさと、手法の柔軟性を併せ持つ点であります。DBJはかねてからスタートアップや成長企業向け投資分野で一定の実績があり、特に、幅広い顧客ニーズへの対応力に定評があるところです。本件では、SansanとDBJがA種優先株式を中長期的に保有することに関する合意等、関係者のニーズを満たすためにはスキームの柔軟性と相応の資金規模の両立が求められたところ、このような投資において定評を持つDBJの対応力を高く評価したものであります。

2点目としては、当社・Sansan以外の第三者的視点で今回の投資の是非を判断いただけると考えたためであります。入念なデュー・デリジェンスの結果、DBJのような定評ある投資機関からUniposや今回の投資に理解をいただけたことはとても意義があると考えております。

なお、DBJは、投融資を通じた日本企業の競争力強化・リスクマネー市場発展を掲げており、一定程度成長したスタートアップ・あるいは上場後スタートアップが必要とするグロースキャピタルの供給と位置づけられる本件はそのミッションに合致した案件であるとのことで、本件取組みに至ったとのことです。また、Uniposは、従業員のエンゲージメント強化という足元の重要度を増している社会的課題にかかわるものであり、Unipos普及を通じて日本企業の競争力強化にも寄与するものであるというDBJの考えも反映されているとのことです。

なお、当社の直近の財務状況としては2020年3月期及び2021年3月期において2期連続での連結営業損失となり、それに伴い連結純資産額は2021年3月期第3四半期末で62百万円まで低下しておりました（自己資本比率：0.9%）。2021年3月期末の連結純資産額は330百万円まで回復しているものの、自己資本比率は10.0%と依然として低い水準であることから、Unipos事業への投資金額が制約されかねない状況にあります。また、当社はかねてよりインターネット広

告事業が獲得する利益を事業投資の原資としてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による広告予算の減少の影響から完全に立ち直すには至っておりません。このように、当社単独で成長投資を継続する上では財務面の制約が存在しておりますことから、これを早急に解消する手立てが望まれる状況にありました。本第三者割当増資は当社の財務的な健全性の回復に寄与するものであるとともに、積極的な事業投資を可能とするものであると言えます。

(注) 「ピアボーナス」は、当社の登録商標です。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

本第三者割当増資は、調達する資金をUnipos事業の成長に充当し、その結果Unipos事業が一定程度成長した暁には当社がSansanの子会社となることを目的としております。当社は、かかる目的を背景とした資金調達を決定するにあたり、様々な手法を検討しましたが、以下のとおり、A種優先株式の発行が最も適切であると考えております。

(ア) A種優先株式の主な特徴

Sansanによる当社の子会社化を想定しておりますものの、現時点において当社の主力事業はインターネット広告事業であります。そのため、事業領域の異なる当社がSansanの子会社になるのではなく、Unipos事業が成長し当社にとっての基幹事業となった後に子会社化を実施することが当社及びSansanの双方の利益にかなうものと判断しております。したがって、Sansanに当社株主総会における議決権を直ちに付与することになる普通株式を第三者割当により発行することは適切ではないと判断しました。この点、A種優先株式には普通株式対価の取得請求権が付されているため、両社にとって適切な時期に子会社化を実現することができます。なお、子会社化の時期としては、Sansanとの間に契約上の取り決めはございませんが、Unipos事業が成長し、Sansanグループの利益に貢献できるようになった段階を想定しております。

また、Sansanによる当社の子会社化が非公開化を伴う場合には、Uniposの成長による企業価値向上の果実を既存株主の皆様が享受する機会が失われることとなります。そのため、当社が成長資金を調達しつつ、既存株主の皆様が本第三者割当増資を契機とした成長の果実を得ていただくことを目的とし、当社がSansanの子会社となった後も上場を維持する方針である旨、Sansanの意向を口頭により確認しています。

(イ) A種優先株式の留意事項

A種優先株式には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、A種優先株式の発行によって最終的にSansanの子会社としてSansanグループに加わることで、Sansanの提供するSansanサービスとUniposの連携を推進し、Sansanが有するSaaS企業としての

営業、マーケティング等のノウハウを当社に提供する取り組みを継続することに加え、同グループの他事業とのサービスの連携や営業面での連携を含む相乗効果を期待できることから、A種優先株式の発行が最も適切であると考えております。

- ① A種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、当社の発行済株式総数が増加し、最大185.19%の株式の希薄化（最大185.28%の議決権の希薄化）が生じ、1株当たりの株式価値が低下すること（払込金額の総額を取得価額の下限で除した数として算出しております。）
- ② A種優先株式の金銭を対価とする取得請求権が行使された場合には、一定のキャッシュ・フローの流出が見込まれること

(ウ) 他の資金調達方法との比較

当社は、A種優先株式の割当を選択するにあたり、他の調達方法も検討しましたが、以下の理由から他の調達方法は適切でないと判断しました。

- ① 公募増資による資金調達、社債・借入れによる資金調達は、今回の資金調達を通じて将来的にSansanの子会社になることを企図しているという想定に沿わないため、選択肢から除外いたしました。
- ② 上記のとおり、当社のUnipos事業が一定程度成長してからSansanの子会社となることが当社及びSansanの双方の利益にかなうものと判断したため、Sansanに当社株主総会における議決権を直ちに付与することになる第三者割当による普通株式の発行も選択肢から除外しました。
- ③ Unipos事業の成長のためには、直ちに支出可能な手元資金及び自己資本が必要となるどころ、新株予約権の第三者割当では、割当先による行使を待たなければ必要資金を調達することができず、また転換社債型新株予約権付社債の第三者割当では、発行の段階で必要資金を調達することができるものの、割当先による転換が進まない限り自己資本の拡充にはつながらないため、今回の子会社化に向けた手法としては適切ではないと判断しました。この点、A種優先株式においては、発行の段階で直ちに必要資金及び自己資本を確保することができます。

(3) 割当予定先を選定した理由

上記「(1) 本第三者割当増資の経緯・目的」に記載のとおりです。

(4) 発行条件等の合理性

(ア) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種優先株式の発行要項に定められた諸条件を考慮したA種優先株式の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該第三者算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、A種優先株式の発行要項及び割当予定先との間で締結した出資契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項格子モデルを用いてA種優先株式の評価を実施しております。また、当該第三者算定機関は、A種優先株式の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日（2021年5月18日）の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（319円）、ボラティリティ（36～51%）、予定配当額（0円）、無リスク利率（0.0%）、を考慮してA種優先株式の評価を実施しております。

当社は、当該第三者算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である1株当たり932千円から1,036千円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、A種優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、A種優先株式の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続について特に不合理な点がないことから、A種優先株式の発行条件は合理的であり、A種優先株式の発行が有利発行に該当しないものと判断しました。

しかしながら、A種優先株式には客観的な市場価値がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、A種優先株式を発行することといたしました。

(イ) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を3,800株発行し3,800,000,000円を調達いたしますが、①Uniposの機能拡充のための開発投資、②Uniposの受注拡大のためのマーケティング投資（ウェビナー集客・開催等）、③Uniposの受注拡大のための人件費といった資金使途に照らすと、A種優先株式の発行数量は必要且つ合理的であると判断しております。

A種優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権が設けられており、一定期間経過後に普通株式への転換が可能となっていることから、当該取得請求権が行使された場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権については、取得価額の下限が172円（以下「下限取得価額」といいます。）に設定されておりますが、下限取得価額で取得請求権が行使された場合に交付される株式数は22,093,023株（議決権数220,930個）であり、2021年3月31日現在の当社発行済株式総数11,929,800株（議決権数119,239個）に対する希薄化率は185.19%（議決権ベースでの希薄化率は185.28%）となります。また、A種優先株式が下限取得価額で普通株式に転換された場合に交付される株式数22,093,023株（議決権数220,930個）に、本第三者割当増資前6ヶ月以内である2020年12月24日付で発行した当社普通株式366,200株（議決権数3,662個）及び同日付で発行した第6回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,220,400株（議決権数22,204個）を加えた総数は24,679,623株（議決権数246,796個）となり、2021年3月31日現在の当社発行済株式総数11,929,800株（総議決権数119,239個）から、2020年12月24日付で発行した当社普通株式366,200株（議決権数3,662個）及び同日付で発行した第6回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,220,400株（議決権数22,204個）を控除した9,343,200株（議決権数93,373個）に対する希薄化率は264.15%（議決権ベースの希薄化率は264.31%）に相当します。

このように、当社普通株式の希薄化が生じ得ることとなりますが、普通株式を対価とする取得請求権の行使によって交付される普通株式数の上限は当初から固定されており、今後の株価動向や行使の時期によって潜在的な希薄化率が増加することはない設計となっております。他方、本第三者割当増資は、最終的にSansanの子会社としてSansanグループに加わることで、Sansanの提供するSansanサービスとUniposの連携を推進し、Sansanが有するSaaS企業としての営業、マーケティング等のノウハウを当社に提供する取り組みを継続することに加え、同グループの他事業とのサービスの連携や営業面での連携を含む相乗効果を期待できるため、中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与することが可能であるものと考えております。

第4号議案 取締役2名選任の件

取締役10名のうち、取締役東山友、取締役川崎隆史、取締役関陽介、社外取締役川崎裕一、社外取締役占部伸一郎、社外取締役宇佐美進典の6名は、本総会の終結の時をもって退任されます。また、経営体制の強化を図るため新任取締役2名の選任を新たに予定しておりますが、新任取締役候補者は、本総会において、第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合にのみ選任決議を行うものとしております。

取締役候補者の氏名及び略歴は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 の株式数
1	とみ おか けい 富 岡 圭 (1976年5月26 日)	1999 年 4 月 日本オラクル(株) 入社 2006 年 6 月 同社バンコク 勤務 2007 年 6 月 Sansan(株) 取締役(現任)	0株
2	はし もと むね ゆき 橋 本 宗 之 (1982年1月10 日)	2004 年 4 月 リーマン・ブラザーズ証券(株) 入社 2008 年 9 月 バークレイズ・キャピタル証券(株) 入社 2013 年 1 月 DBJ投資アドバイザリー(株) 入社 2017 年 11 月 Sansan(株) 入社 2020 年 8 月 Sansan(株) 取締役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者富岡圭氏、橋本宗之氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 候補者富岡圭氏、橋本宗之氏は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としてしました。富岡圭氏は、SaaS領域において豊富な知見を有しており当該知見を活かして当社の事業拡大について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、橋本宗之氏は、特にM&Aや資金調達、投資業務において豊富な知見を有しており取締役会の意思決定の適切性・妥当性に対して監督、助言いただくことを期待するものであります。
3. 候補者富岡圭氏、橋本宗之氏はSansan(株)の取締役であり、当社は同社との間に業務資本提携関係にあります。
4. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 候補者と当社は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度とする、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結予定であります。
6. 候補者と当社は、他取締役と同様に会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9F
石垣記念ホール
電話 (03) 3582-7451



地下鉄 南北線・銀座線 溜池山王駅下車 9番・14番出口
千代田線・丸ノ内線 国会議事堂前駅下車 3番出口

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。